

第5章 広域連携活動内容

5.1 広域連携活動の基本的な考え方

- ◆ 広域連携活動は、活動に必要なリソースの捉え方によって3つに活動を分類することができる。これらの分類別の特性を踏まえ、活動の基本的な考え方を設定した。

■ 広域連携活動の分類

活動A 広域連携活動の基本となるリソースを提供するもの(必須の活動内容)

- 都城市の活動リソースが不足するために、それを補完することが必須の活動内容、若しくは都城市の後方支援活動との各種連携上、リソース提供が不可欠な活動内容が対象。
- 前者については“沿岸部3市の行政回復のための人的支援”が、後者については後方支援活動対策本部や支援活動連絡調整所との連絡・調整のための“支援班(仮称)の設置(職員の充当)”が該当する。
- これらの活動については、必須の活動内容とし、各市町の地域防災計画に分掌事務を位置づけることを基本とする。

活動B 都城市が主体的に活動するもので、関係市町は活動の補完・強化のためリソースを提供するもの

- 沿岸部3市の不足量(支援必要量)が必ずしも明確ではないが、おおむね都城市のリソースで後方支援を充足できると考えられる活動内容が対象。
- 避難者の受入・支援、炊き出し活動、給水活動に加え、支援隊やボランティアの受入・支援、これらに付帯する宿泊・入浴サービス、また、し尿・ゴミの受入・処分が該当する。
- これらの活動については、想定外に備えてあらかじめ準備しておく必要があり、可能な限り該当施設を特定するとともに、当該施設に派遣・充当することが望ましい職員数を想定しておく。
- なお、物的リソースについては、原則、保有するものを最大限活用することが基本となる(若しくは各市町の災害対策の考え方に準拠する)。

活動C 自らの災害対策に支障がない場合においてリソースを提供するもの

- 関係市町の住民の生命に直接的に係る活動内容であり、国や県等の他者が主体的に実施する活動内容が対象。
- 救出救助・消火活動(消防本部等)、救援物資の提供(国・県)、医療救護活動(医師会等)、保健衛生活動(医師会、保健所等)が該当する。
- これらの活動については、各主体が保有するリソースを最大限に活用し、実施することが基本となる。

5.2 広域連携活動の連携・分担の方向

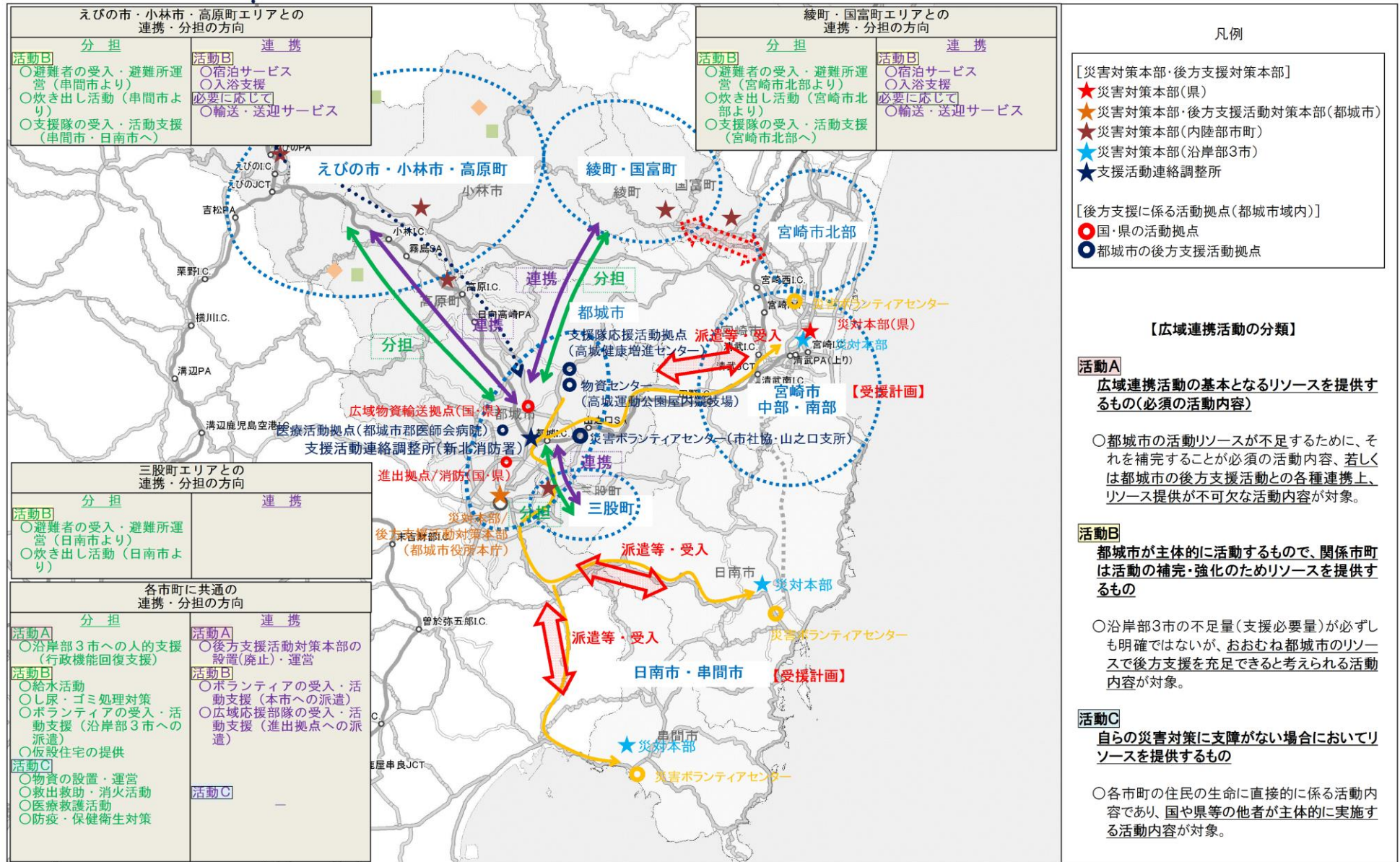
- ◆ 上記の基本的な考え方、都城市の支援可能量を踏まえ、現時点で考えられるリソース別の連携・分担の方向、市町における広域連携活動の方向のイメージを整理した。
- ◆ なお、沿岸部3市の支援必要量や都城市の支援可能量等の基礎資料は巻末に付した(付属資料-5,6参照)。

■ 図表 5.2.1 活動に必要なリソース別の連携・分担の方向

分類	活動内容	活動に必要なリソース別の連携・分担の方向			タイプ
		場所・施設	人的	物的	
A	1-(1)後方支援活動対策本部の設置(廃止)・運営	○各市町の災害対策本部内に支援班を設置し、事務スペースを確保する。	○各市町ともに支援班に職員1名を充当する。	— (自市町の災害対策の考え方に準拠)	I
	1-(1)沿岸部3市への人的支援(行政機能回復支援)	— (沿岸部3市)	○都城市派遣職員で不足する職員数を各市町で分担して派遣する。	○各市町ともに派遣職員の生活等に必要な物品等を確保する。	I
B	2-(1)避難者の受入・避難所運営	○各市町とも指定避難所以外の公共施設をバックアップ施設として想定する(特に宮崎市北部から避難者を受け入れやすい国富町等)。	○各市町ともに指定避難所を開設した場合は必要な職員数を派遣する。	— (自市町の災害対策の考え方に準拠)	I
	2-(2)炊き出し活動	○各市町ともにバックアップ施設としての避難所を開設した場合は同所内で実施する。	— (避難所への派遣職員により対応)	※保有するリソースを最大限活用し、実施する。	Ⅲ-2
	2-(4)仮設住宅の提供	○各市町ともに仮設住宅建設予定地をバックアップ建設予定地として想定する。	○各市町ともに整備・あつせんする場合は、自市町に設置する支援班に職員1名を充当する。	— (県による対応)	Ⅲ-1
	3-(1)給水活動	○各市町ともに浄水場をバックアップ施設として想定する。	○各市町ともに施設利用時は必要な職員を充当する。	※保有するリソースを最大限活用し、実施する。	I
	5-(1)遺体安置受入れ・遺体の火葬受入れ	○各市町ともに公共施設(屋内施設)等をバックアップ施設として想定する(特にアクセスしやすい国富町、三股町)。	○各市町ともに施設の開設時に職員1名を派遣する。	— (関係業者に要請)	Ⅱ
	5-(3)し尿・ゴミ処理対策	○各市町ともに当該施設をバックアップ施設として想定する。	○各市町ともに施設利用時は必要な職員を充当する。	※保有するリソースを最大限活用し、実施する。	Ⅱ
	6-(1)ボランティアの受入・活動支援	— (災害ボランティアセンター山之口支所)	○要請があった場合は各市町ともに職員1名を派遣する。	— (自市町の災害対策の考え方に準拠)	Ⅲ-1
		— (受援側の災害ボランティアセンター本部)	○余力がある場合は各市町ともに職員を派遣する。		
	6-(2)支援隊の受入・活動支援	○各市町の公共系宿泊施設等をバックアップ施設として想定する。	○各市町ともにバックアップ施設の開設時に職員1名を派遣する。	— (支援隊自ら持参)	I
	6-(3)広域応援部隊の受入・活動支援	— (都城市公設地方卸売市場)	○各市町ともに進出拠点を開設した場合は職員1名を派遣する。	— (給油については協定企業による)	I
	2-(3)宿泊サービス活動	※支援隊の受入・支援と同様の考え方による			Ⅲ-2
	2-(3)入浴支援	※支援隊の受入・支援と同様の考え方による			Ⅲ-2
C	3-(1)物資の設置・運営	※各市町の地域内物資輸送拠点に供給される物資のうち、各市町の被災者支援に支障がない場合において物資を供給する。			Ⅱ
	4-(1)救出救助・消火活動	※自市町の災害対策活動に支障がない場合は、保有するリソースを最大限に活用し、実施する。			I
	4-(2)医療救護活動	○各市町の医療・救護活動に支障がない場合は、保有するリソースを最大限に活用し、実施する。			Ⅲ-1
	5-(2)防疫・保健衛生対策	○各市町の保健・衛生活動に支障がない場合は、保有するリソースを最大限に活用し、実施する。			Ⅲ-1
他	3-(1)輸送・送迎サービス活動	— (現時点では想定しない)	— (想定しない)	— (想定しない)	Ⅲ-2
	3-(1)燃料確保・供給サービス	— (協定企業による)	— (協定企業による)	— (協定企業による)	Ⅲ-2

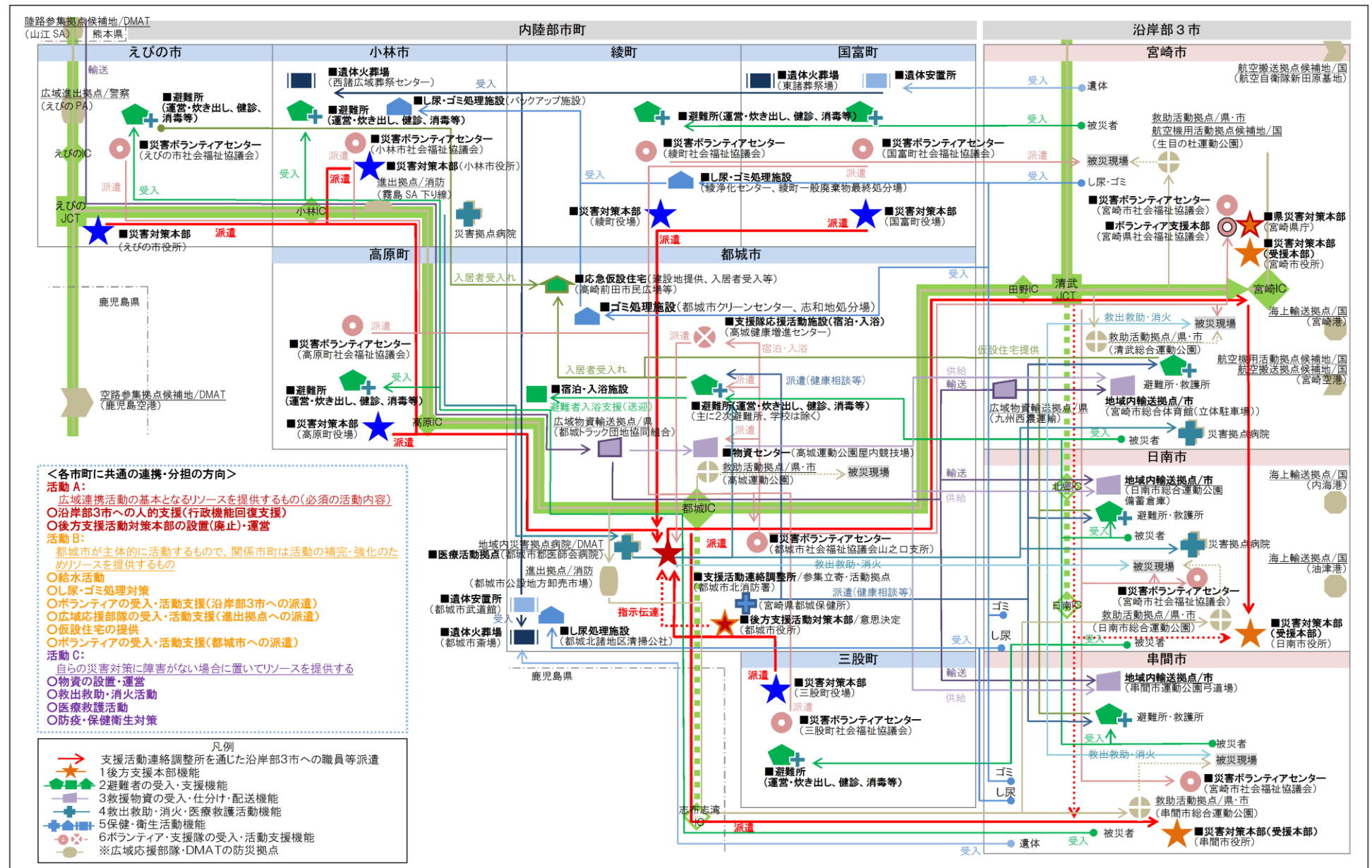
※タイプⅠ：主体的活動(都城市が主体的に実施する活動)、タイプⅡ：要請対応型主体的活動(発災後、リソース不足等を理由に沿岸部3市から要請があった場合等に、都城市が主体的に実施する活動)、タイプⅢ-1：協力者支援型活動(都城市以外の他者が主体的に実施する活動を支援する活動)、タイプⅢ-2：付帯サービス型活動(上記のタイプに付帯して各種サービスを提供する活動(他者に協力を要請し、その活動を支援するため、協力者支援型活動に位置づけられる))

■ 図表 5.2.2 広域連携活動の方向



■ 図表 5.2.3 広域連携活動の全体イメージ

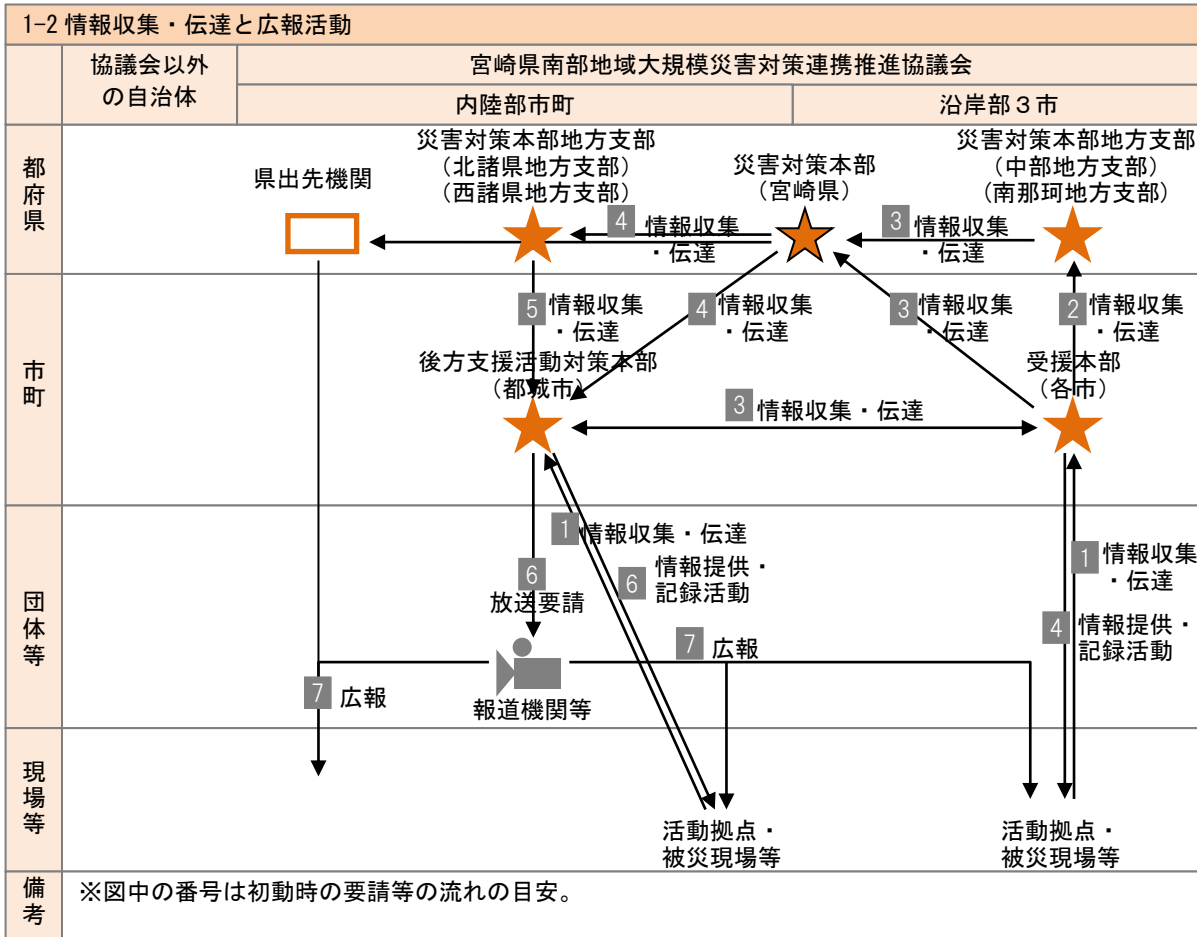
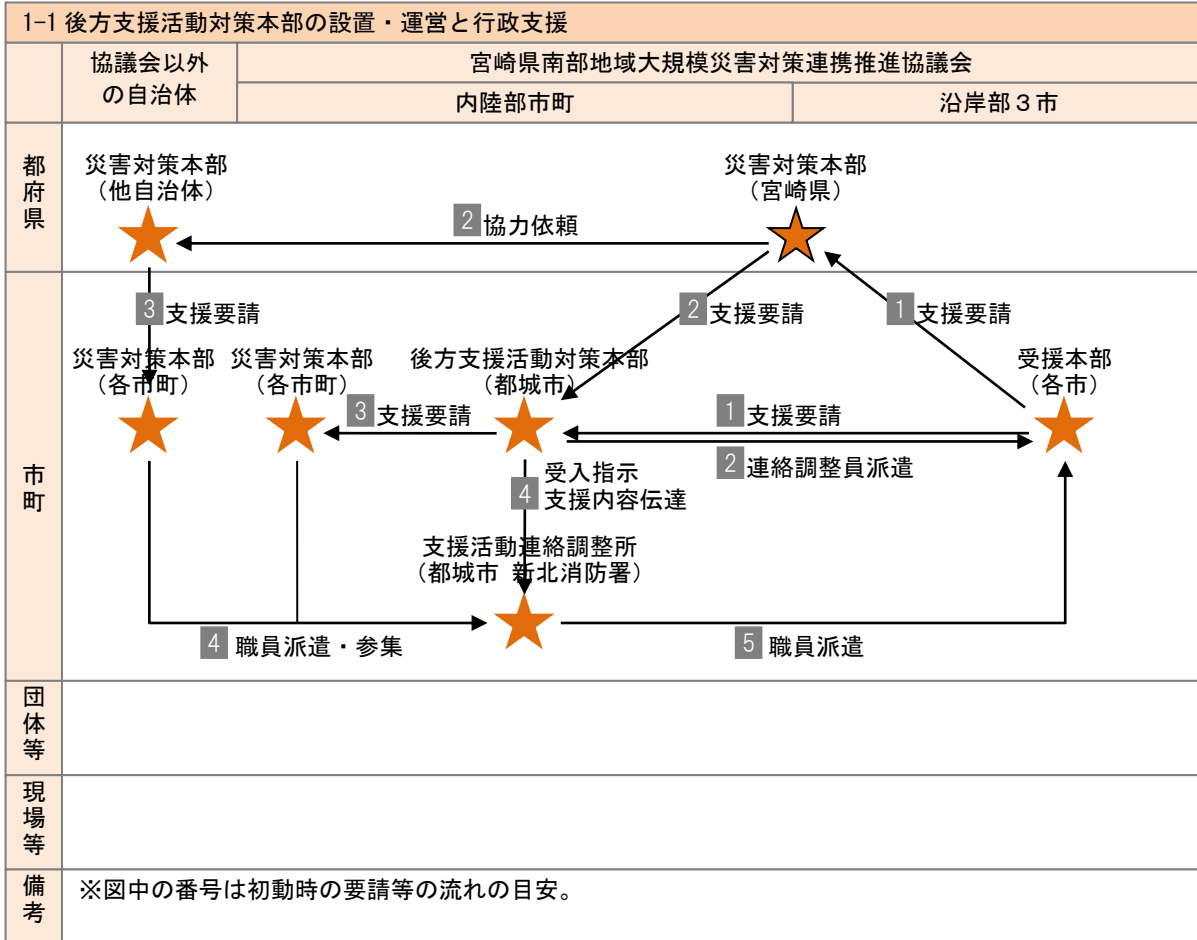
※付属資料-4参照(拡大版)



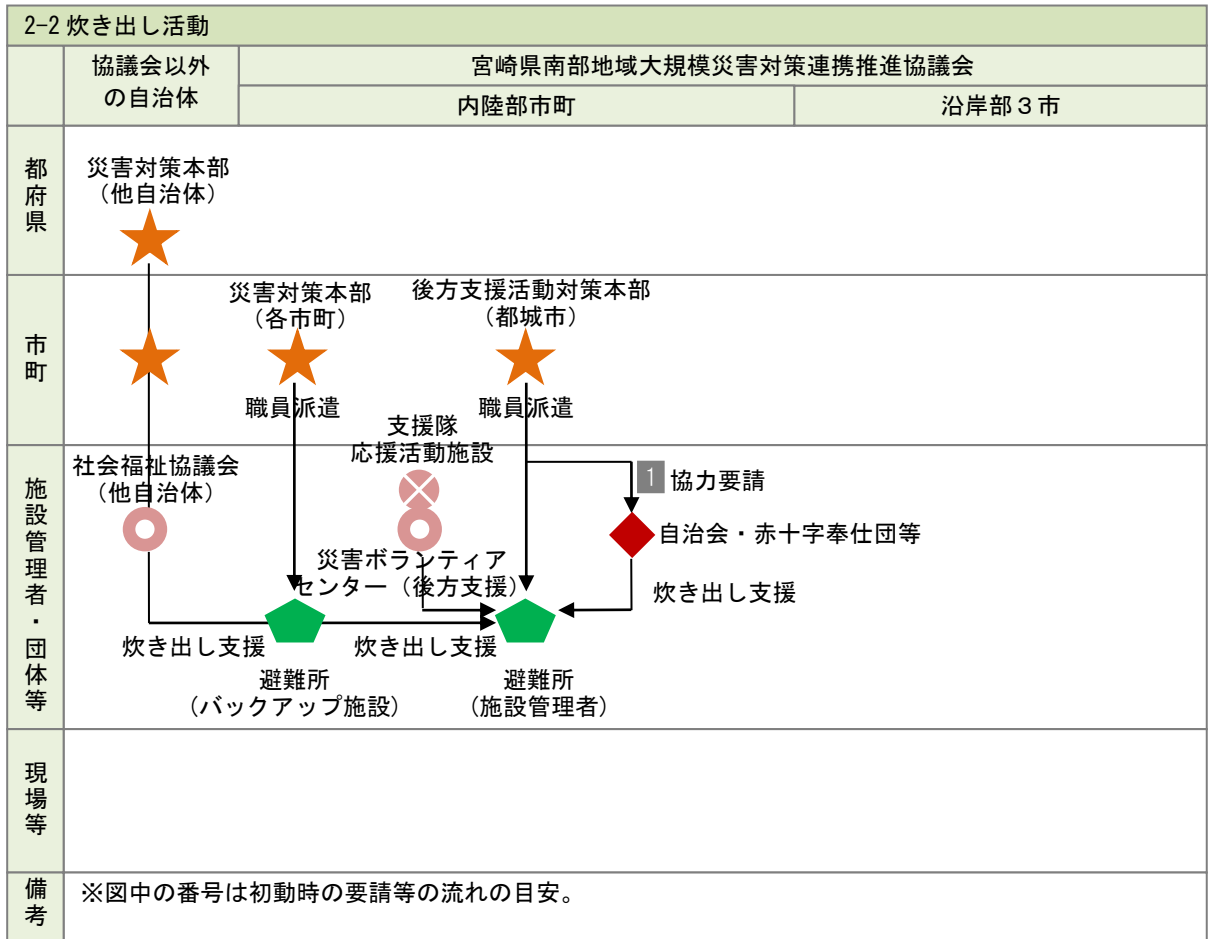
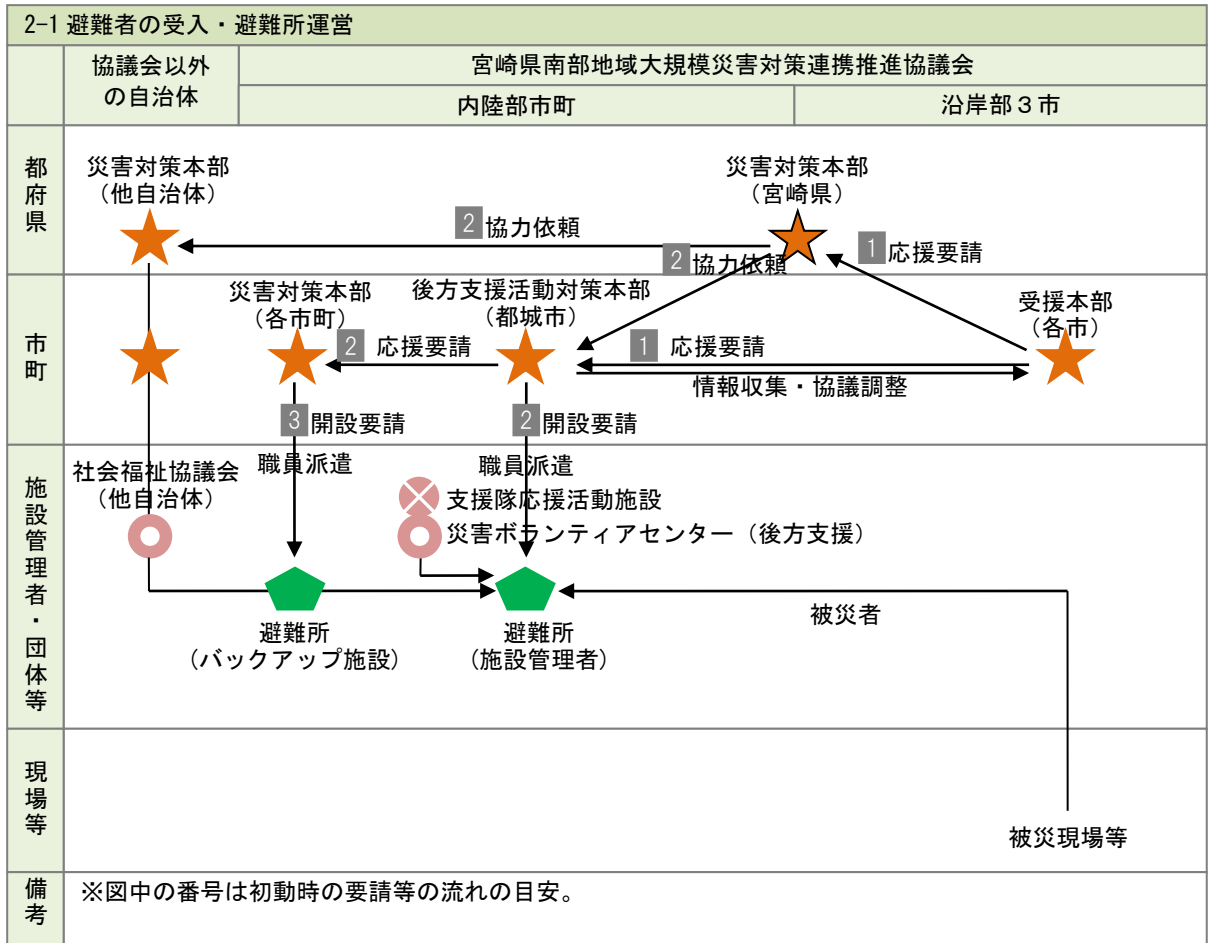
5.3 広域連携活動の手続き

- ◆活動主体、関係する機関・部署、具体的活動内容等を踏まえ、広域連携活動の実施に当たっての手続きを検討、整理した。

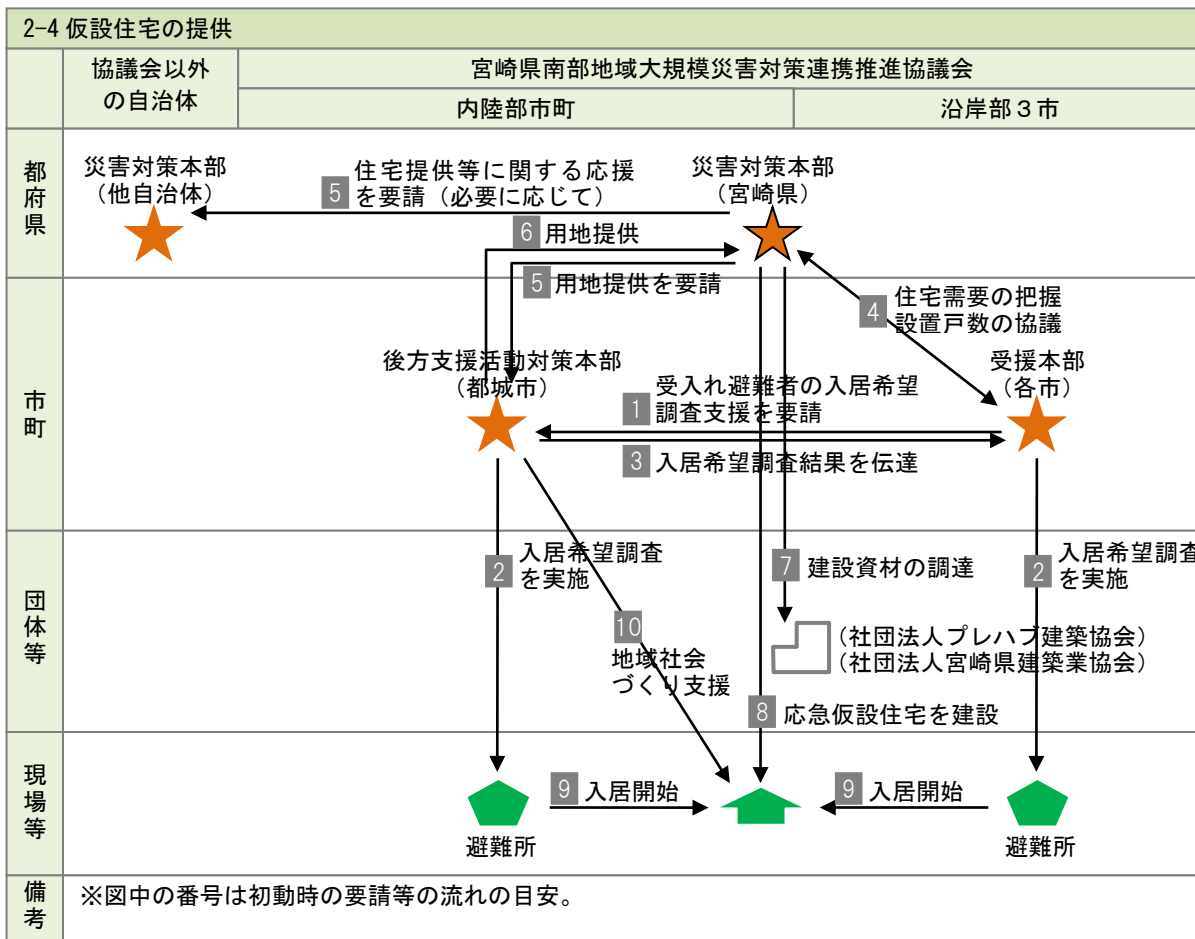
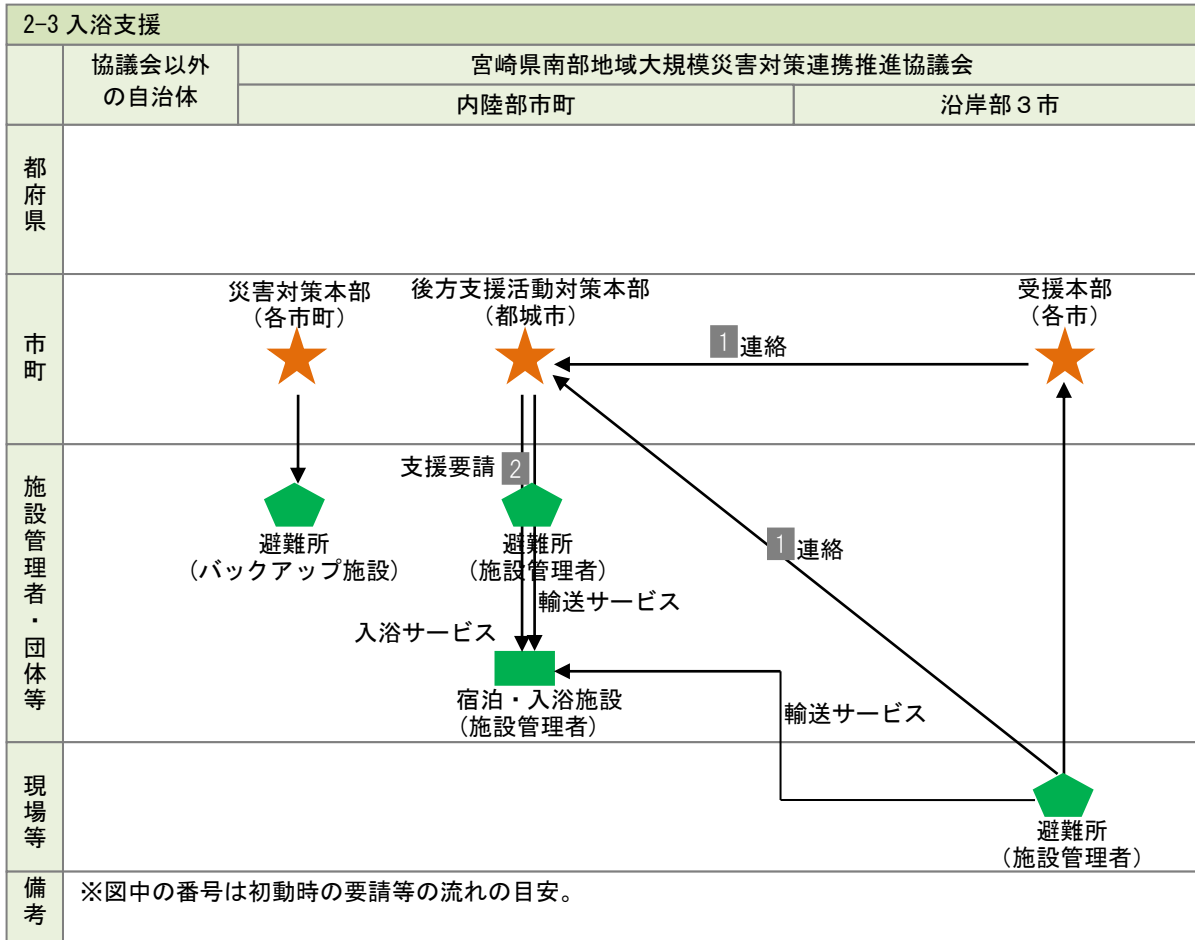
■ 図表 5.3.1(1) 広域連携活動の手続き



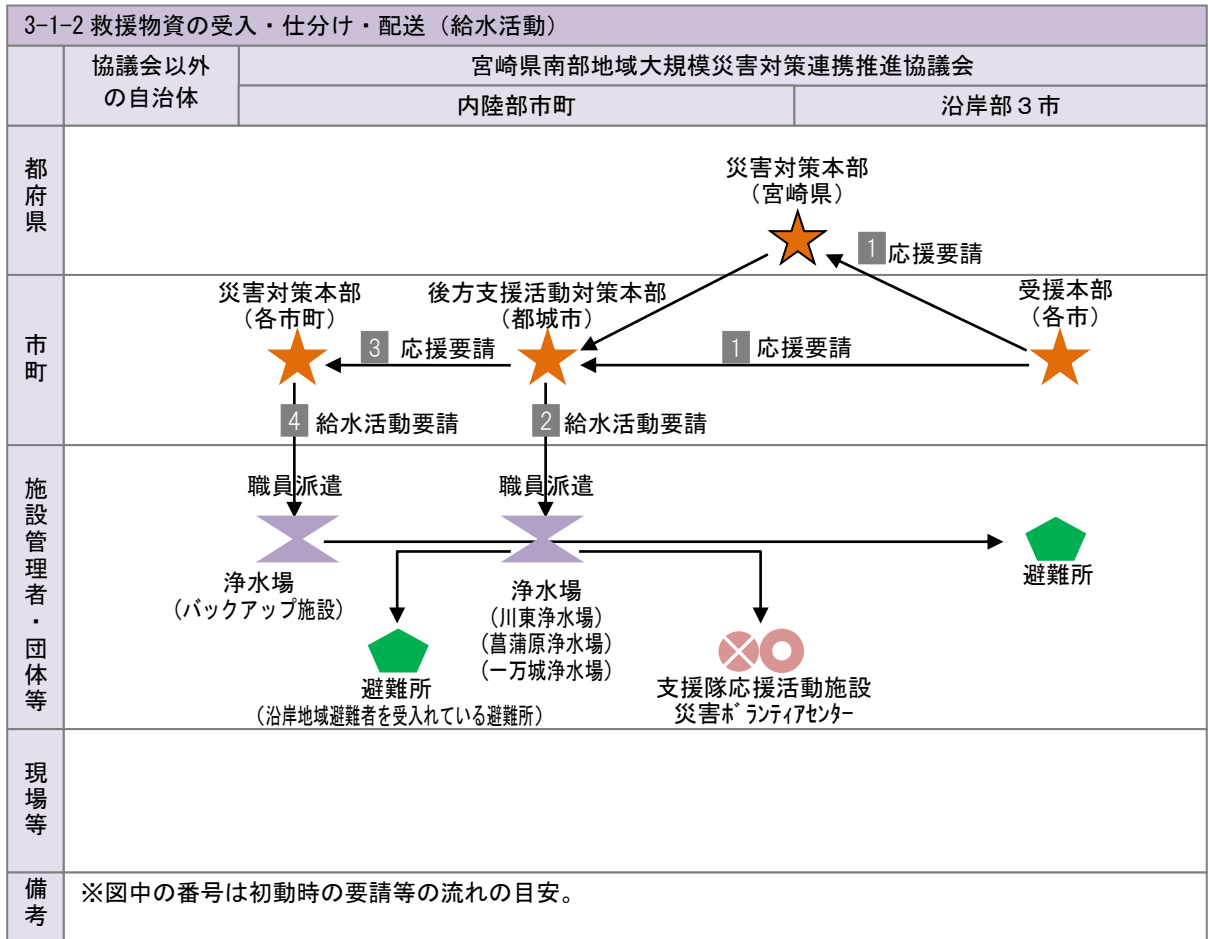
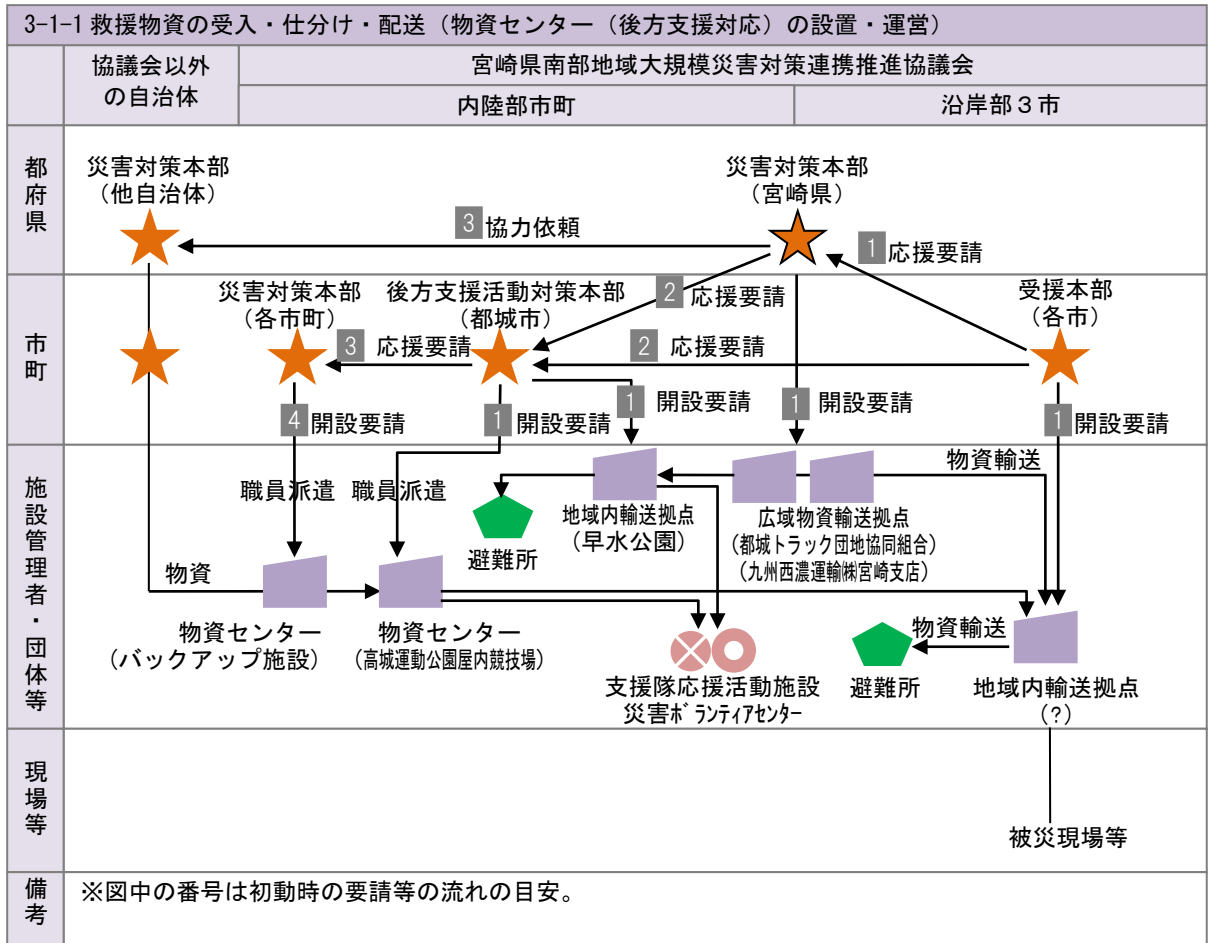
■図表 5.3.1(2) 広域連携活動の手続き



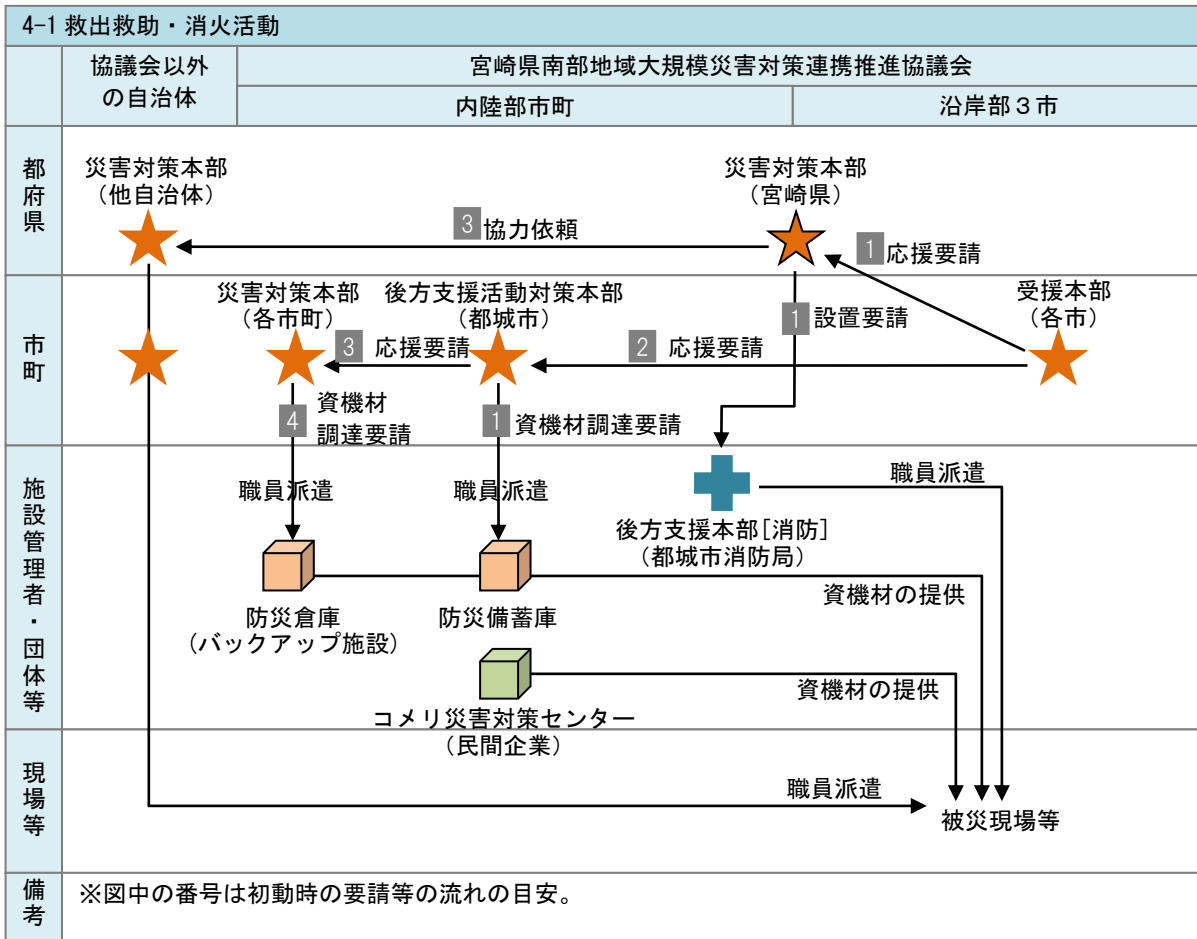
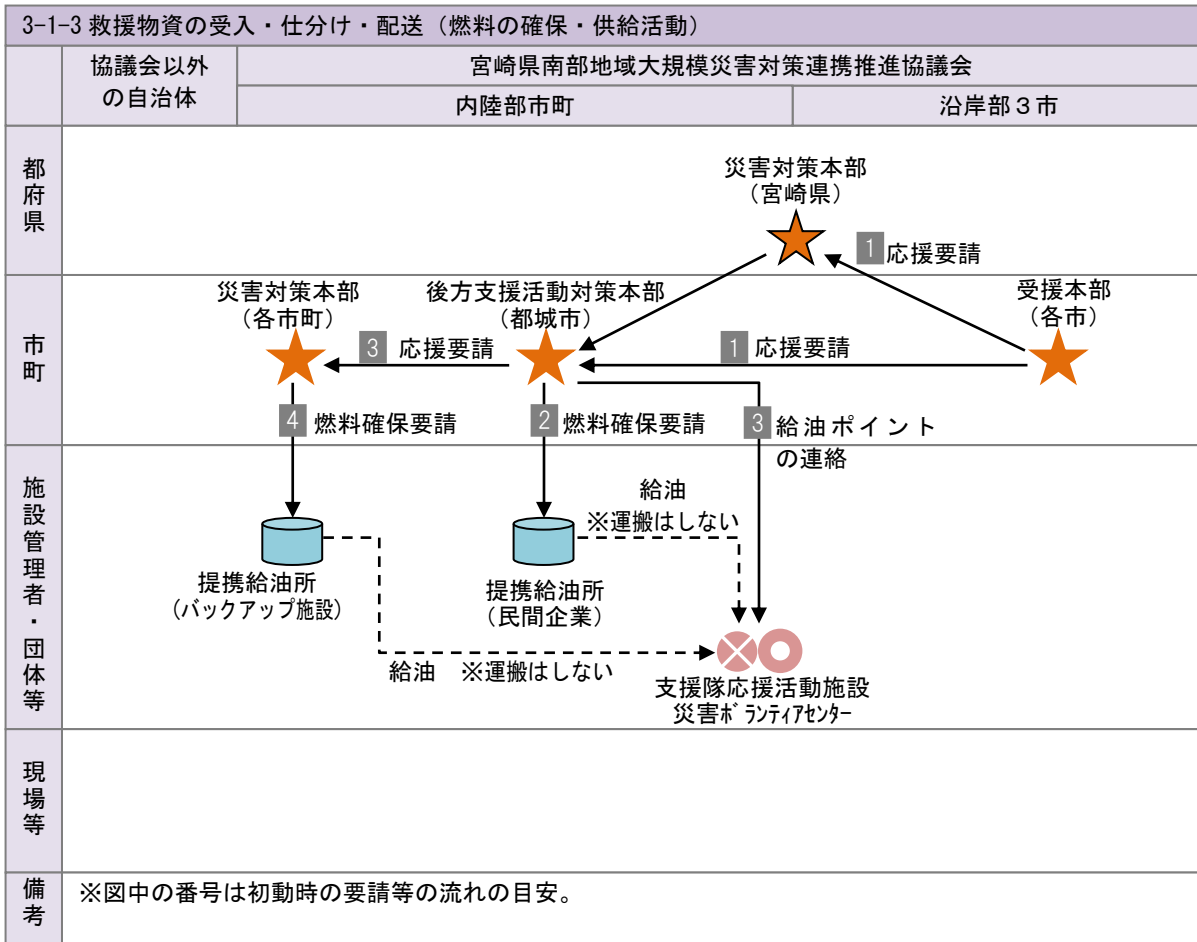
■図表 5.3.1(3) 広域連携活動の手続き



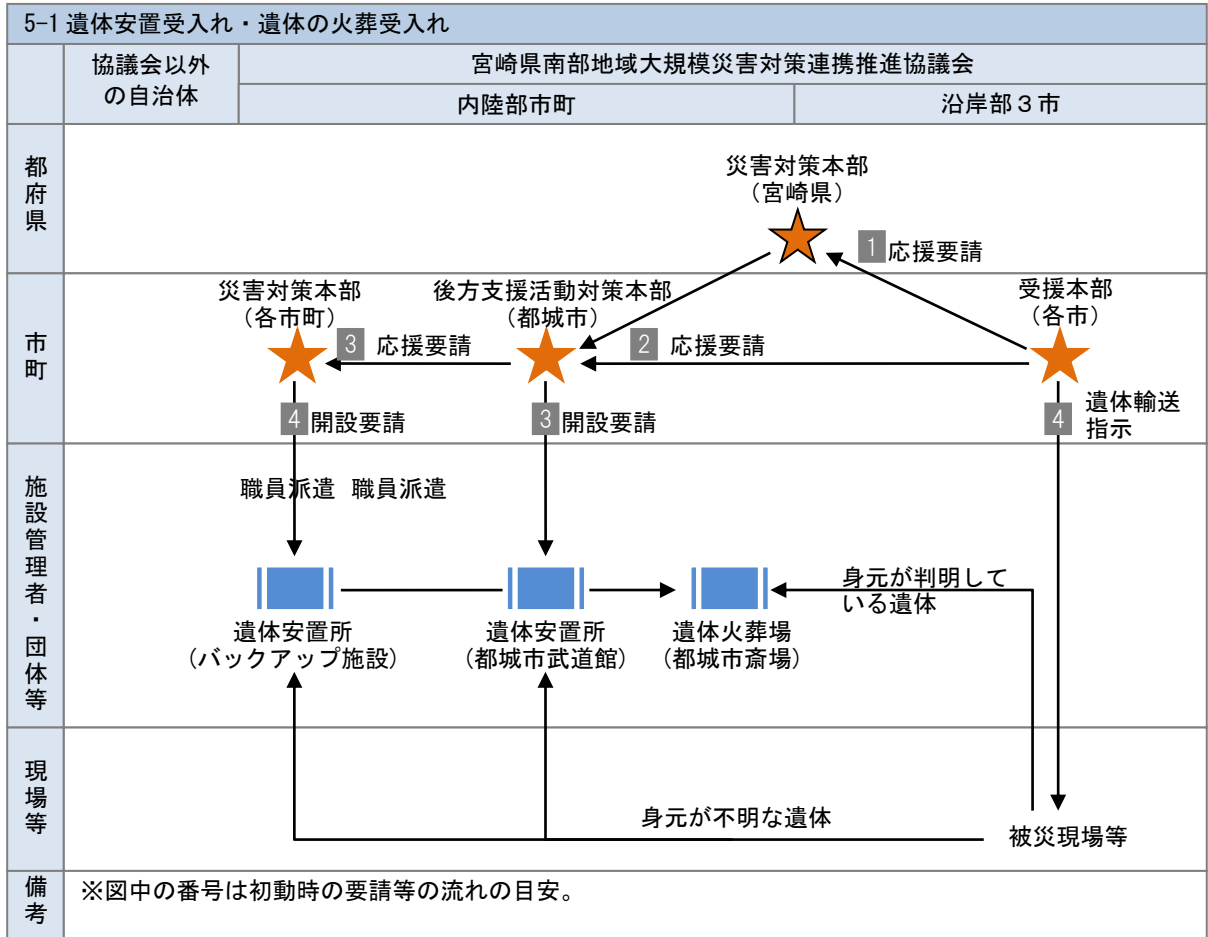
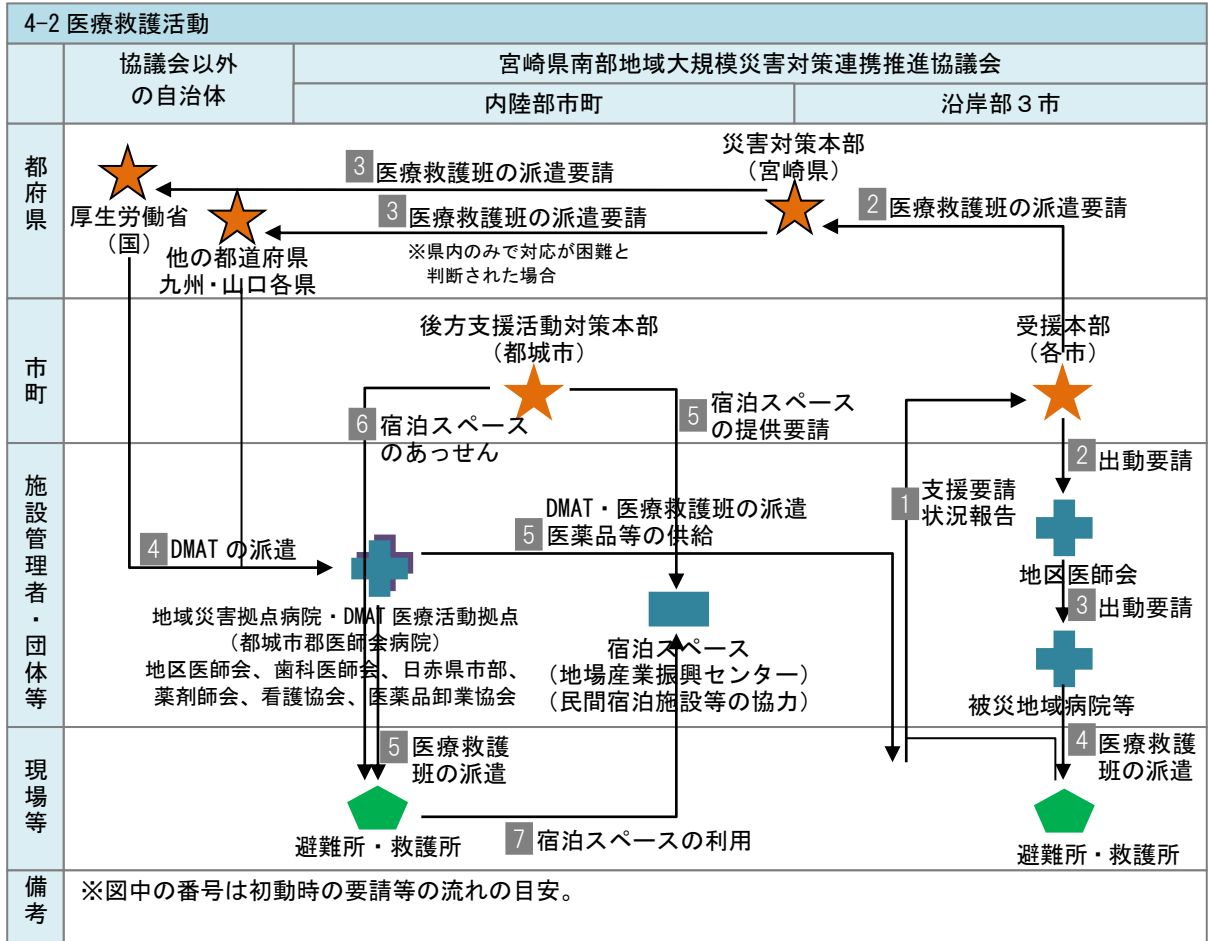
■図表 5.3.1(4) 広域連携活動の手続き



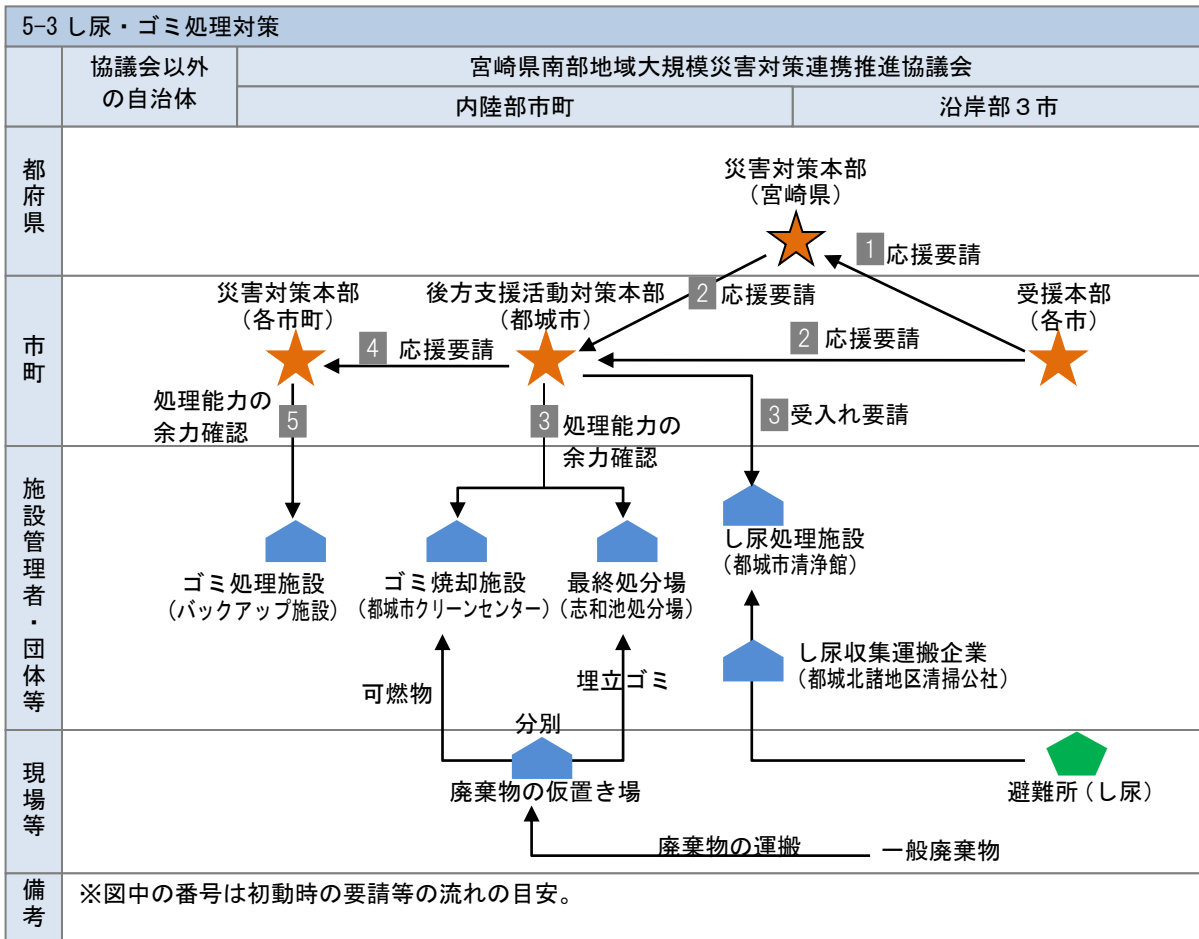
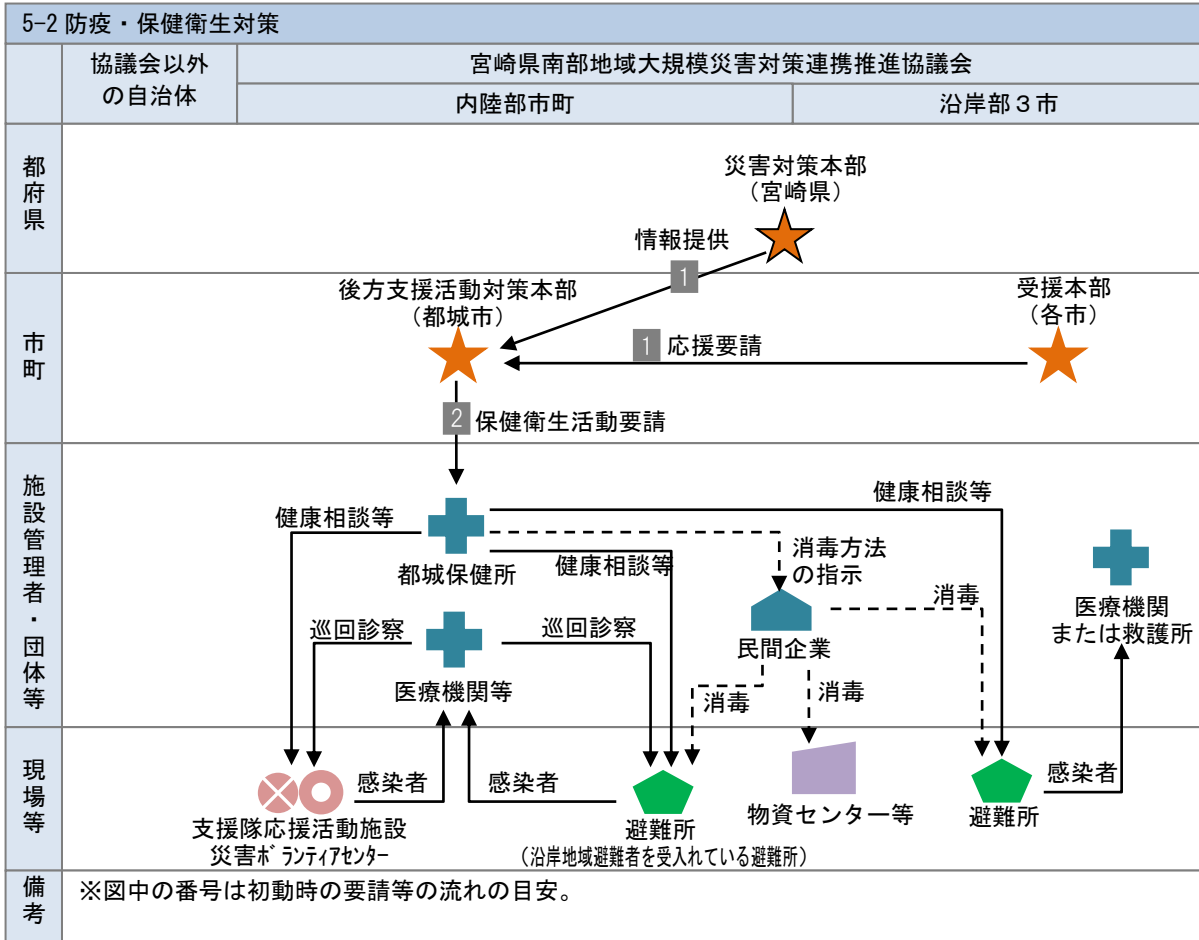
■図表 5.3.1(5) 広域連携活動の手続き



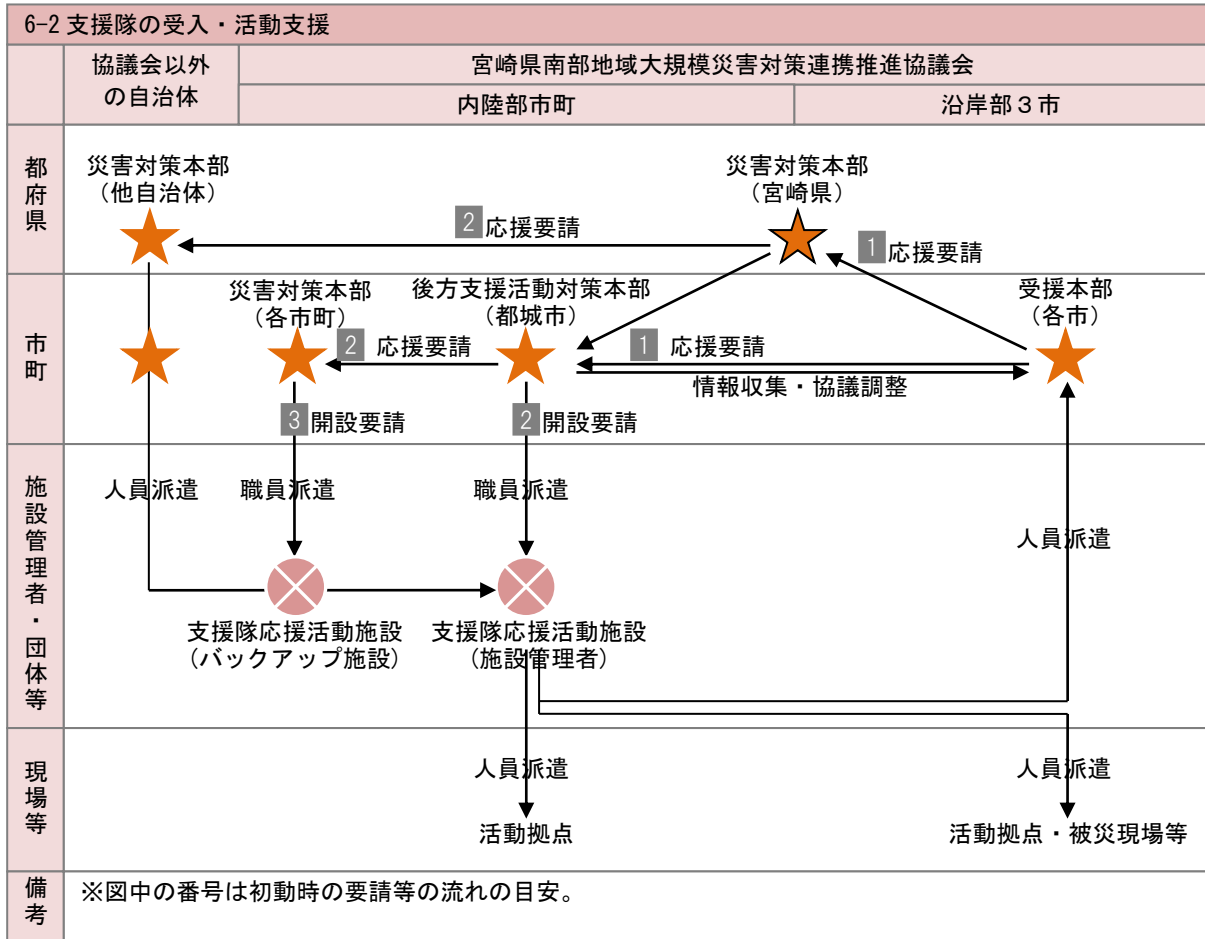
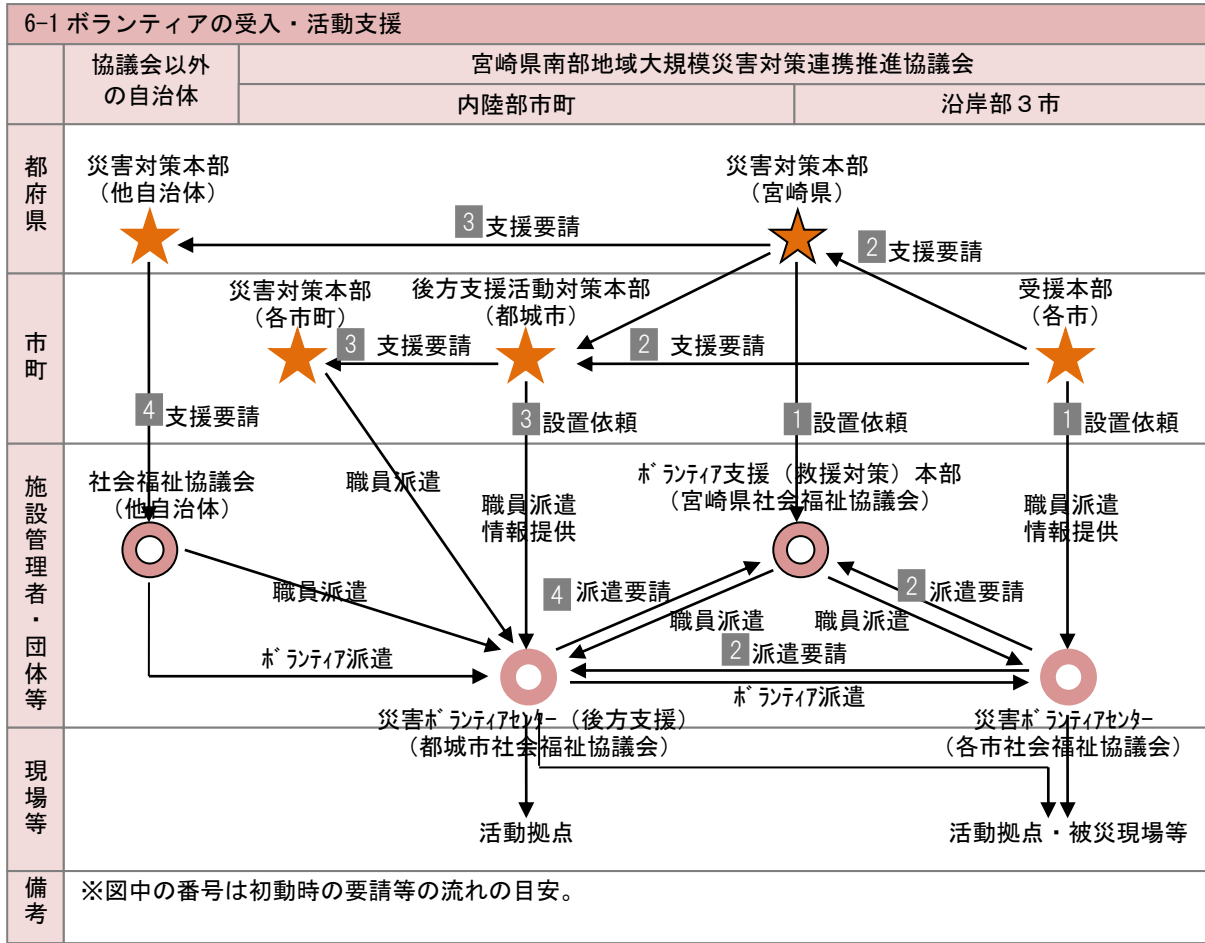
■図表 5.3.1(6) 広域連携活動の手続き



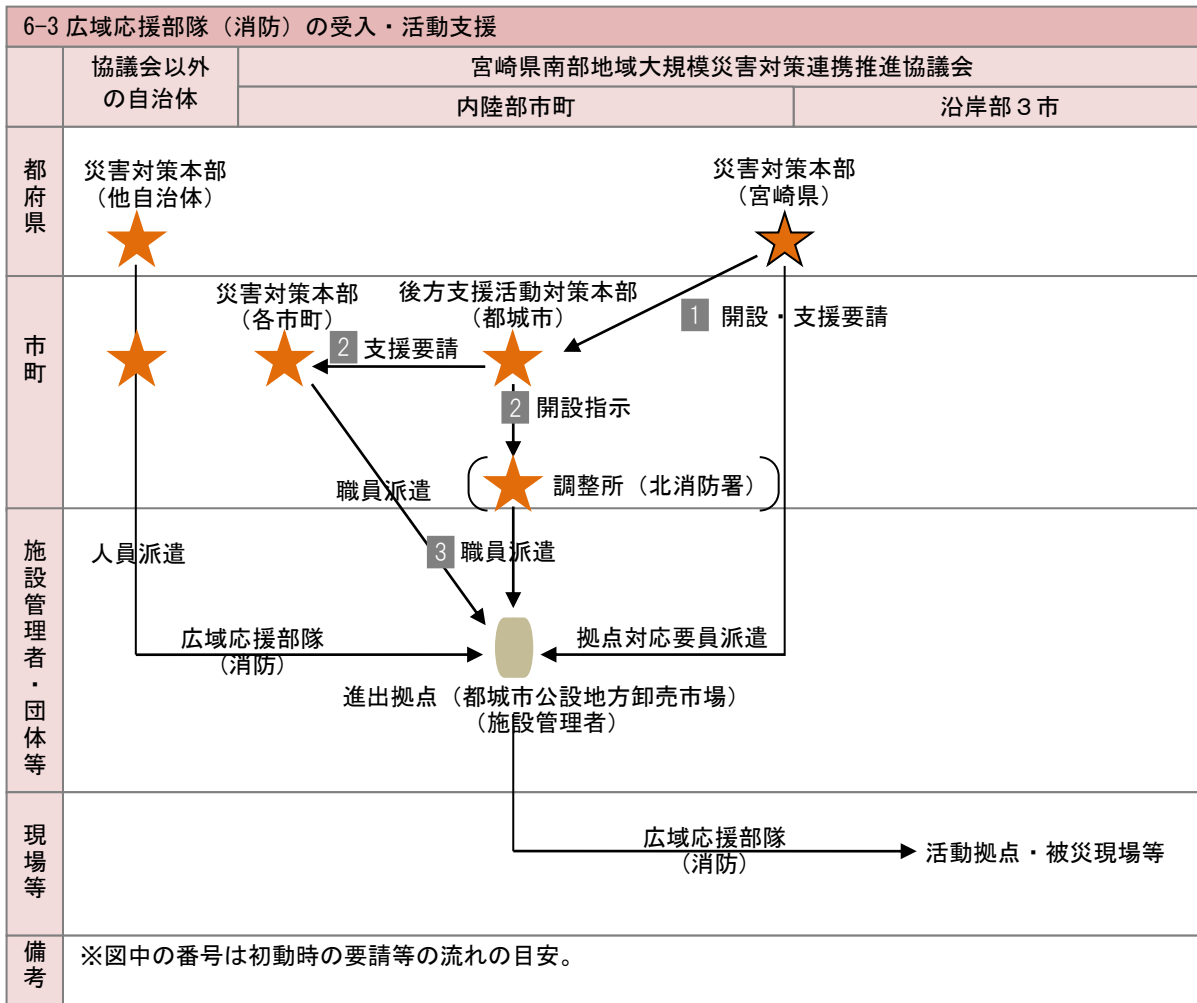
■図表 5.3.1(7) 広域連携活動の手続き



■図表 5.3.1(8) 広域連携活動の手続き



■図表 5.3.1(9) 広域連携活動の手続き



5.4 広域連携活動に関する推進施策・事業

5.4.1 取組みの方針

- ◆ これまでに検討した広域連携活動を効果的に実施するため、その取組みに当たっての方針を次のとおり設定した。
- ◆ なお、広域連携活動は、行政と企業が一体となって取り組むことが必要であり、支援活動に対して支援機能を保有していると考えられる企業等と連携し、活動体制の強化を図ることが有効である。
- ◆ また、企業のみならず、自主防災組織、市民団体、経済団体が基礎となり、人材、場所、スキル等の特性に応じた活動を行うことが期待されるが、自らが被災していないことを前提として、大規模災害時における支援活動においても効果的に活用できるものと考えられる。

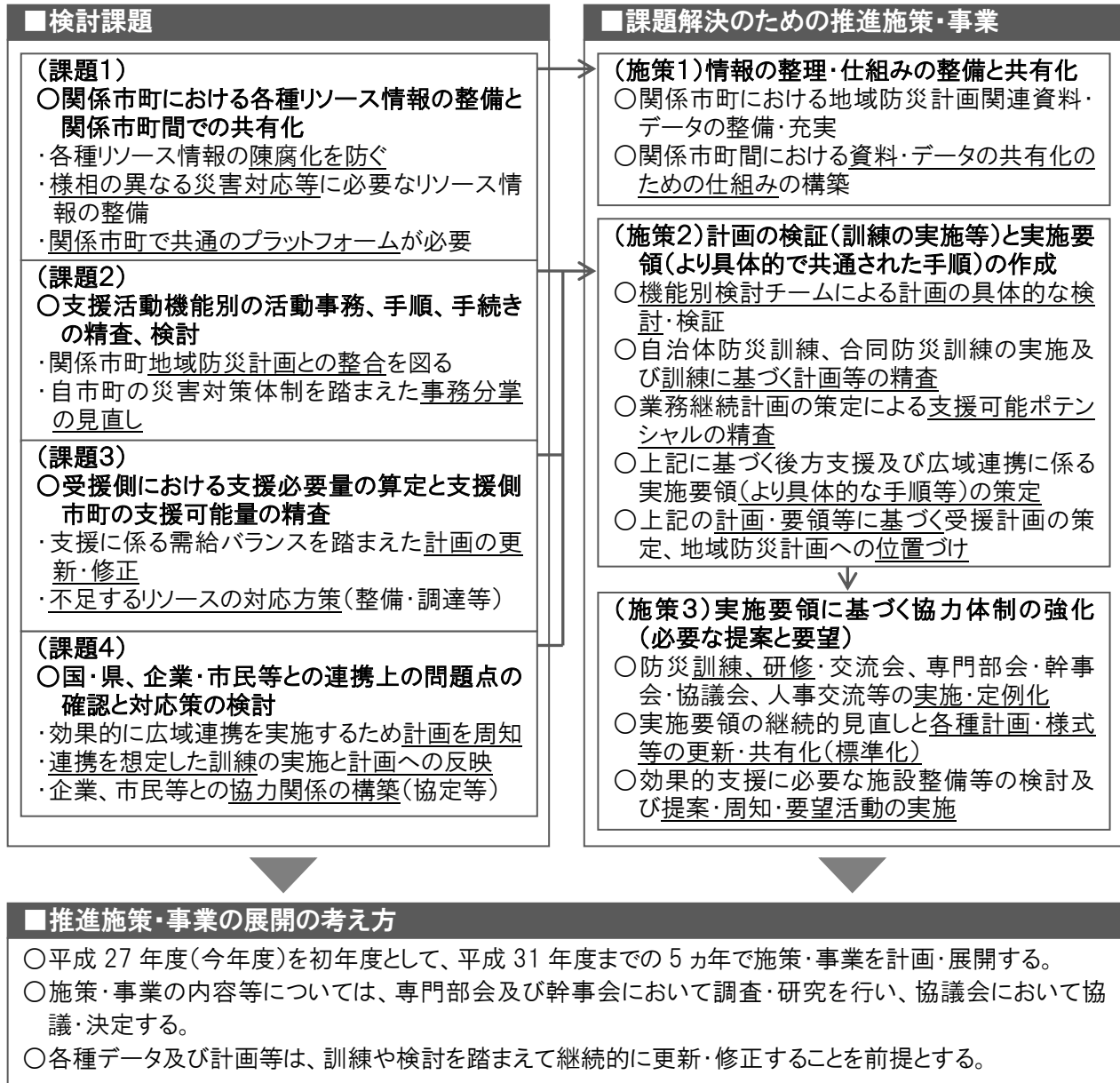
■ 広域連携活動に関する取組みの方針

- 関係市町全体による相互協力により、宮崎県南部地域の総合的な防災力向上を図る。
- 宮崎県市町村防災相互応援協定等を踏まえ計画・要領を作成するとともに、相互協力に基づく平常時からの取組みを推進し、実行力のある相互協力体制を構築する。
- 相互応援協定に基づく計画・要領に基づき、必要となる施設整備やソフト施策の実現に向けて、関係市町による積極的な企画・提案・要望活動を行う。

5.4.2 検討課題と今後の推進施策・事業

◆ 取組みの方針に基づく検討課題、課題解消のための施策・事業は、次に示すとおりである。

■ 図表 5.4.1 広域連携活動に当たっての検討課題と推進施策・事業



5.4.3 推進・展開プログラム

- ◆平成31年度までの5ヵ年における推進施策・事業の推進・展開プログラムは、次に示すとおりである。

■図表 5.4.2 広域連携活動に関する取組みの推進・展開プログラム

	H27	H28	H29	H30	H31
(施策1)情報の整理・仕組みの整備と共有化					
関連資料・データの整備・充実	基本データの整理		基本データの更新と充実化(継続的に実施)		
継続的・効果的な共有のための仕組みの構築			仕組みの検討	具体的な仕組みの整備・運用	
(施策2)計画の策定・検証と実施要領の作成					
協議会災害時広域連携計画の作成	広域連携計画(案)の作成(6つの活動(骨子)設定)	協議会災害時広域連携計画の作成	広域連携計画の継続的な見直し 様相の異なる災害(火山等)への具体的な適用		
		専門部会による精査	専門部会による継続的な見直し		
自治体防災訓練、合同防災訓練の実施及び訓練に基づく計画等の精査		図上訓練実施	広域連携計画を踏まえた、継続的訓練の実施 訓練結果に基づく、計画の検証・見直し		
		定期訓練実施計画(案)の作成	国・県・関係機関等と合同の 図上訓練・実動訓練の実施		
支援・受援に係るポテンシャルの精査	支援可能リソース検討	専門部会による精査	専門部会による継続的な見直し		
		協力企業、団体等の支援可能ポテンシャル調査			
実施要領(具体的な手順等)の策定	機能別手続きの整理	専門部会による精査	実施要領、活動手順書の作成	実施要領、活動手順書の継続的な見直し	
受援計画の策定、地域防災計画への位置づけ			各市町の所掌計画(地域防災計画等)の見直し (広域連携計画を計画に位置づけ)		
(施策3)実施要領に基づく協力体制の強化					
防災訓練、研修・交流会、専門部会・幹事会・協議会等の実施・定例化	専門部会、幹事会、協議会の実施	専門部会及び幹事会で施策事業等についての調査・研究を実施 研修・交流会、専門部会、幹事会、協議会等の定例化			研修・交流会等の実施
各種計画・様式等の更新・共有化(標準化)		検討チームによる各種計画、様式の精査	各種共通マニュアル、様式の作成	各種共通マニュアル、様式の運用と継続的な見直し	
効果的支援に必要な施設整備等の検討				必要施設の検討	施設整備の実施
提案・周知・要望活動の実施		広域連携計画を推進するための企画提案	広域連携計画の公表・周知		
			国・県・団体等へ広域連携の協力依頼		
		計画の実効性の確保に係る国・県への提案要望	広域連携に係る訓練等の実施提案・要求		

